

# 防火対象物の点検結果の報告期間

防火対象物の区分	防火対象物の用途(消防法施行令別表第一)	点検報告の期間	防火対象物の区分	防火対象物の用途(消防法施行令別表第一)	点検報告の期間		
(1)	イ 劇場、映画館等	1年に1回	(9)	イ 蒸気浴場、熱気浴場等	1年に1回		
	ロ 公会堂、集会場			ロ 公衆浴場(蒸気浴場、熱気浴場などを除く。)	3年に1回		
(2)	イ キャバレー、ナイトクラブ等		(10) 車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	(11) 神社、寺院等			
	ロ 遊技場、ダンスホール		(12)	イ 工場、作業場			
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等			ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ			
	ニ カラオケボックス、インターネットカフェ等		(13)	イ 自動車車庫、駐車場			
イ 待合、料理店等	ロ 航空機の格納庫						
(3)	ロ 飲食店		(14) 倉庫	(16)		イ 特定複合用途防火対象物	1年に1回
	(4) 百貨店、マーケット等		(15) 事務所等(1項から14項までに該当しない事業場)			ロ 非特定複合用途防火対象物	3年に1回
(5)	イ 旅館、ホテル等		3年に1回	(16)2) 地下街		1年に1回	
	ロ 寄宿舎、共同住宅等	(16)3) 準地下街		1年に1回			
(6)	イ 病院、診療所等	1年に1回		(17) 重要文化財、重要有形民俗文化財等		3年に1回	
	ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム等			(18) 延長50メートル以上のアーケード			
	ハ 老人デイサービスセンター、老人福祉センター等		(7) 小学校、中学校等	3年に1回			
	ニ 幼稚園、特別支援学校						
(8) 図書館、博物館等	3年に1回						

は特定防火対象物  は非特定防火対象物

## しない

### 粗雑な点検を行う事業者を選定しない

信頼できる点検事業者を選定し、適正な点検をさせましょう。



## させない

### 粗雑な点検をさせない

点検は、法令で定められた点検基準と点検要領に従って行わなければなりません。点検時には、防火管理者等が必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認するよう指導されています。\*



※(平成11年消防予第145号)

## ゆるさない

### 不適正な点検事業者をゆるさない

粗雑な点検を行う事業者と契約し、不適正な点検が行われた場合、維持義務違反として罰せられるのは「防火対象物の関係者」です。



## 罰則

### 維持義務違反

- 消防用設備等の維持のために必要な措置をしなかった者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金(消防法第44条第12号、第45条第3号)

### 点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金(消防法第44条第11号、第45条第3号)

一般財団法人 広島県消防設備協会が表示登録会員に交付する点検済票(点検ラベル)は、安全と信頼の証です。

お問い合わせ

## 一般財団法人 広島県消防設備協会

広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ7階  
TEL(082)243-2002 FAX(082)249-9410  
URL: <http://www.ssk-hiroshima.jp/>